

日向ふるさと物産市 2026 夏 出店規則

- (1) 火災防止、風雨の気象については常に細心の注意を払い、リース品等の保全に努めてください。
- (2) 火気を使用する出店者は、消火器を常備してください。
- (3) 電気を使用する場合は、原則主催者の用意する設備を使用してください。個別に発電機を持ち込む場合は必ず事前に申し出て許可を得てください。また、電気の使用量については申請の容量を厳守してください。
- (4) 焼き物、揚げ物を調理する場合は、養生をするなど必要な措置を取り、路上を汚さないように留意してください。また、テント内での炭火焼きなどによりテントを汚し、リース会社から賠償請求を受けた場合は、その費用を出店者に請求します。
- (5) 販売する品物については、必要に応じて品質・価格・店名等、表示してください。特に食品については食品衛生法をはじめとする法令の遵守を徹底してください。
- (6) 食品を販売する出店者は、食品の陳列・取り扱い及びその保管等に十分留意し、関係法令の遵守をお願いします。また、保健所や税務署への営業許可が必要な事業者は、事前に申請し、許可証を当日必ず持参してください。必要な許可を得ずに営業を行ったことが発覚した場合は、物産市開催中であっても営業を中止していただきます。
- (7) 物品等の搬入、搬出及び本イベントの時間帯は、特に通行者等の安全を第一とし、通行の妨げにならないように十分配慮し、関係者の指示には必ず従ってください。
- (8) 搬入・搬出時間は必ず厳守してください。時間に余裕を持って行動し、物産市開始時間の 30 分前までには必ずお越しください。物産市終了後は交通規制が解除される 22 時まで撤収を完了させてください。
- (9) 酒類販売（飲食・小売問わず）を行う事業者には「年齢確認指さしプレート」を配布いたします。30 歳未満への来場者には、プレートを使用し年齢の確認をしてください。20 歳未満への販売が発覚した場合は、即座に出店許可を取り消します。
- (10) 飲食物を販売する事業者にはごみ箱（段ボール）を 2 箱と必要に応じてごみ袋を配布いたします。ごみ箱はテントまたはキッチンカーの前もしくは中のいずれかに設置し、原則として各店舗で排出されたごみのみを回収してください。ただし、来場者から物産市内の他店舗のごみの回収を依頼された場合は、可能な限りご協力ください。また、ごみ回収の周知は主催者で行うほか、各店舗においても掲示等のご協力をお願いします。配布したごみ箱 2 箱とごみ袋は、各出店業者がお持ち帰りください。
- (11) 出店業者は、ちりとり、ほうきを各自で用意し、常に会場の美化清掃に努めてください。また、終了時には必ず清掃し、各自でごみを持ち帰ってください。
- (12) 希望する出店者には、1 店舗につきテーブル 2 台（サイズ：幅 1.8m×奥行 0.45m×高さ 0.7m）とイス 2 脚を無料で貸し出します。出店者が責任を持って引き取り、必ずテント内に設置のうえ、使用後は主催者に返却してください。また貸与したテーブル・イスや、主催者が準備した物品等は絶対に持ち帰らないでください。
- (13) 物産市の開催時間内に撤収を行う場合は、主催者へ撤収の旨を必ず報告してください。

- (14) 主催者及び警察の指示には必ず従ってください。
- (15) 音声ボリュームは、周囲の迷惑とならないようにしてください。
- (16) 各店舗に対する苦情等については、出店業者において誠意を持って対処してください。
- (17) 出店者が暴力団関係者を含む反社会勢力等であること、またそれらの団体や個人とつながりがあることが発覚した場合は、即座に当該出店者の出店許可を取り消します。